

議案第5号

新居浜市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定  
について

新居浜市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定  
する。

平成24年2月27日提出

新居浜市長 佐々木 龍

新居浜市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(新居浜市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

**第1条** 新居浜市特別職の職員の給与に関する条例(昭和31年条例第20号)の一部  
を次のように改正する。

別表中

「

992,000円
809,000円
709,000円
458,000円
314,300円

「

989,000円
807,000円
707,000円
457,000円
313,500円

」を

」に改める。

(新居浜市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

**第2条** 新居浜市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和

31年条例第16号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「25万8,600円」を「25万7,900円」に改める。

別表中

「

月額	151,200円
月額	126,400円
日額	23,000円
日額	21,000円

「

月額	150,800円
月額	126,100円
日額	22,900円
日額	20,900円

」を

」に、

「

月額	251,600円
月額	52,200円

「

月額	250,900円
月額	52,100円

」を

」に、

「

月額	62,900円
月額	49,200円
月額	44,300円
月額	49,200円
日額	19,900円

「

月額	62,700円
月額	49,100円
月額	44,200円
月額	49,100円
日額	19,800円

」を

」に改める。

(新居浜市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

**第3条** 新居浜市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和42年条例第11号)の一部を次のように改正する。

第3条の表中「682,000円」を「680,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

提案理由

特別職の職員のうち市長及び副市長について、新居浜市特別職報酬等審議会の答申に基づき給料の額を改定するとともに、これらの改定に準じて他の特別職の職員及び教育長の給料等の額を改定するため、本案を提出する。